平成２８年（フ）第１２０号
群馬県伊勢崎市長沼町40番地５
債務者　鈴木　理恵
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳島　里絵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
滋賀県長浜市高月町東阿閉887番地
債務者　浦辻　一昭
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　達生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２３２２号
大阪市平野区背戸口５－４－２　アヴィタシオン秋月305、住民票上の住所茨城県取手市井野台３丁目27番21―406号
債務者　松井　幹彦
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北野　知広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５４号
広島市安佐南区祇園１丁目35番８―204号
債務者　ユートラベルこと　樋口　誠一
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠原　　輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６８号
広島市東区尾長西２丁目３番21号
債務者　山田　　茂
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田憲太朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０７号
広島県安芸郡坂町鯛尾２丁目14番２号
債務者　折出　幸恵
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１８号
広島市東区温品３丁目11番９―201号
債務者　山本星九こと　金　　星九（ＫＩＭ　ＳＵＮＧＫＯＯ）(旧名山本畝伊志)
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４２２号
大阪市北区同心２―１―16昭和グランドハイツ同心802、住民票上の住所奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１中登美団地Ｃ12―401号
債務者　仲田　周史
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６６号
大阪府枚方市渚西１丁目５番15―206号
債務者　永田　　勲
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８２号
大阪市東住吉区矢田１丁目12番17―206号
債務者　尾白　兼一
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８３号
大阪市東住吉区矢田１丁目12番17―206号
債務者　尾白　智美
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１４号
大阪府高槻市淀の原町４番４号
債務者　川合　利香（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２６号
堺市中区新家町17番地22
債務者　福田ひとみ
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４８号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番18―302号、前住所大阪市平野区喜連東５丁目16番22―403号
債務者　尾林　正利
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２１号
大阪市西区靱本町３丁目９番９号606
債務者　畑　景一郎
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３７号
大阪市東淀川区相川３丁目11―24　みおつくし福祉会北さくら園方、住民票上の住所大阪市平野区喜連東４丁目６番19―502号
債務者　下林由加理（旧姓清水・宮本）
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５５号
大阪市城東区成育３丁目19番６―306号
債務者　豊島　正武
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部